

公立病院経営強化プランについて

千葉県 健康福祉部 医療整備課 地域医療構想推進室

電話番号 : 043-223-2457 メール : chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

公立病院経営強化プランに関する関係通知について



国

R4.3.24 「地域医療構想の進め方について」

- ・ 病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を**具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議**において協議。

国

R4.3.29 「公立病院経営強化の推進について（通知）」

- ・ 国において「公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、公立病院に対し経営強化プランを令和5年度末までに策定するように要請。

国

R5.2.16 「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について」

- ・ 経営強化プランの総務省への提出方法等について通知。

県市町
村課

R5.3.13 「公立病院経営強化プランの総務省への提出等について（通知）」

県医療
整備課

R5.4.14 「地域医療構想調整会議における「公立病院経営強化プラン」の協議について（依頼）」

- ・ 調整会議における協議方法や協議時期等について整理し、通知。
- ⇒令和5年度中に調整会議で協議をしていただく（今回含め、3回開催予定）

R4.3.29付け「公立病院経営強化の推進について（通知）」



「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」の概要

第1 公立病院経営強化の必要性

- 公立病院は、これまで再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなどに取り組んできたが、**医師・看護師等の不足**、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により、依然として、**持続可能な経営を確保しきれない病院も多い**のが実態。
- また、コロナ対応に公立病院が中核的な役割を果たし、**感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割**の重要性が改めて認識されるとともに、病院間の役割分担の明確化・最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要性が浮き彫りとなった。
- 今後、**医師の時間外労働規制への対応**も迫られるなど、さらに厳しい状況が見込まれる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するため、**限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点を最も重視し**、新興感染症の感染拡大時等の対応という視点も持って、**公立病院の経営を強化していくことが重要**。

第2 地方公共団体における公立病院経営強化プランの策定

- 策定期間 令和4年度又は令和5年度中に策定
- プランの期間 策定年度又はその次年度～令和9年度を標準
- プランの内容 **持続可能な地域医療提供体制を確保**するため、地域の実情を踏まえつつ、必要な**経営強化の取組**を記載

公立病院経営強化プランの内容

(1) 役割・機能の最適化と連携の強化

- ・ 地域医療構想等を踏まえた当該病院の果たすべき役割・機能
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能
- ・ **機能分化・連携強化**

各公立病院の役割・機能を明確化・最適化し、連携を強化。特に、地域において中核的医療を行う基幹病院に急性期機能を集約して医師・看護師等を確保し、基幹病院以外の病院等は回復期機能・初期救急等を担うなど、双方の間の役割分担を明確化するとともに、連携を強化することが重要。

(2) 医師・看護師等の確保と働き方改革

- ・ **医師・看護師等の確保**（特に、不採算地区病院等への医師派遣を強化）
- ・ 医師の**働き方改革**への対応

(3) 経営形態の見直し

(4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

(5) 施設・設備の最適化

- ・ 施設・設備の適正管理と整備費の抑制
- ・ デジタル化への対応

(6) 経営の効率化等

- ・ 経営指標に係る数値目標

第3 都道府県の役割・責任の強化

- 都道府県が、市町村のプラン策定や公立病院の施設の新設・建替等にあたり、地域医療構想との整合性等について積極的に助言。
- 医療資源が比較的充実した**都道府県立病院等が、中小規模の公立病院等との連携・支援を強化**していくことが重要。

第4 経営強化プランの策定・点検・評価・公表

- 病院事業担当部局だけでなく、企画・財政担当部局や医療政策担当部局など関係部局が連携して策定。関係者と丁寧に意見交換するとともに、策定段階から議会、住民に適切に説明。
- 概ね年1回以上点検・評価を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じ、プランを改定。

第5 財政措置

- **機能分化・連携強化**に伴う施設整備等に係る病院事業債（特別分）や**医師派遣**に係る特別交付税措置を**拡充**。



「地域医療構想の進め方について」

令和4年3月24日付け 医政発0324第6号（厚生労働省医政局長 → 都道府県知事）

- 公立病院については、病院ごとに「公立病院経営強化プラン」を具体的対応方針として策定した上で、地域医療構想調整会議において協議する。

「公立病院経営強化の推進について」

令和4年3月29日付け総財準第72号（総務省自治財政局長→都道府県知事 等）

- 経営強化プランは、「地域医療構想の進め方について」（令和4年3月24日付け厚生労働省医政局長通知）により、当該公立病院の地域医療構想に係る具体的対応方針として位置付けることとされていることも踏まえ、地域医療構想と整合的であることが求められる。
- 持続可能な地域医療提供体制を確保するためには、個々の公立病院が地域医療構想等を踏まえて、地域において果たすべき役割・機能を改めて見直し、明確化・最適化することが重要である。
- 当該公立病院の将来の病床機能のあり方は、構想区域における病床の機能区分ごとの将来の必要病床数と整合性のとれた形でなければならない。このため、地域医療構想における推計年である令和7年（2025年）及び経営強化プランの対象期間の最終年度における当該公立病院の機能ごとの病床数や、病床機能の見直しを行う場合はその概要を記載する。
- 既存施設の長寿命化等の対策を適切に講じた上で、なお新設・建替等が必要となる場合には、地域医療構想等との整合性を図った当該公立病院の役割・機能や規模等を記載する。



1 提出を依頼する資料

(1) 公立病院経営強化プランの概要（様式1）

※現状の具体的対応方針の機能別病床数等に変更がある場合は様式2も併せて提出

(2) その他参考資料（任意）

※様式1、2については、以下の千葉県ホームページから報告様式がダウンロードできます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/keikaku/kenkoufukushi/chiikiiryokousou.html>

2 提出方法

(1) 提出方法 電子データで様式を提出

(2) 提出時期 随時 ※調整会議開催の1か月前までに提出

3 今後の調整会議の開催時期及び協議方法

(1) 今後の開催予定

- ・第2回 10月～11月
- ・第3回 1月～3月

(2) 協議方法

- ・協議の際は調整会議に参加の上、内容説明や質疑等の対応をお願いします。
- ・提出いただいた資料は公表の上、協議を行います。

4 留意事項

経営強化プランの策定予定時期から逆算して、適切な時期にプランの内容について調整会議で協議できるよう、様式の提出時期については留意してください。

※今年度中の調整会議で協議できるよう御注意ください。



千葉

- ・千葉県精神科医療センター
- ・千葉県がんセンター
- ・千葉県救急医療センター
- ・千葉県こども病院
- ・千葉市立青葉病院
- ・千葉市立海浜病院

東葛南部

- ・船橋市立医療センター

東葛北部

- ・松戸市立総合医療センター
- ・松戸市立福祉医療センター東松戸病院
- ・柏市立柏病院

香取海匝

- ・千葉県立佐原病院
- ・銚子市立病院
- ・国保匝瑳市民病院
- ・香取おみがわ医療センター
- ・国保多古中央病院
- ・東庄町国民健康保険東庄病院
- ・総合病院国保旭中央病院

山武長生夷隅

- ・大網白里市立国保大網病院
- ・東陽病院
- ・さんむ医療センター
- ・東千葉メディカルセンター
- ・いすみ医療センター
- ・公立長生病院

安房

- ・鴨川市立国保病院
- ・南房総市立富山国保病院
- ・鋸南町国民健康保険鋸南病院

君津

- ・国保直営総合病院君津中央病院
- ・国保直営君津中央病院大佐和分院

市原

- ・千葉県循環器病センター

・下線の公立病院について「公立病院経営強化プランの概要」の提出があったため、具体的対応方針として、該当圏域において協議を実施

※各圏域における並順は、総務省の「決算統計における地方公共団体コード、施設コード」順による。
※経営強化プランの策定対象である「公立病院」とは、「地方公営企業法が適用される病院及び公営企業型地方独立行政法人が運営する病院」を指す。